

第4回千葉県健康危機管理対策本部会議次第

令和2年2月17日(月)

午後1時30分から

本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

(2) 各部局庁の対応等について

(3) その他

3 閉 会

千葉県健康危機管理対策本部本部員名簿

令和2年2月17日(月)

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

健康危機対策本部会議席次
令和2年2月17日

- 健康危機対策監 (事務局長) ○
- 保健医療担当部長 ○
- 健康福祉部長 ○
- 森田知事 (本部長) ○
- 高橋副知事 (副本部長) ○
- 滝川副知事 (副本部長) ○
- 総務部長 ○
- 総合企画部長 ○
- 企業局長 ○
- 病院局長 ○
- 会計管理者 ○
- 教育長 ○
- 警察本部長 ○
- 県土整備部長 ○
- 農林水産部長 ○
- 商工労働部長 ○
- 環境生活部長 ○
- 防災危機管理部長 ○

- 秘書課長 ○
- 特別秘書 ○
- 疾病対策課員 ○
- 疾病対策課員 ○
- 疾病対策課長 (事務局次長) ○
- 健康福祉政策課長 ○
- 健康危機対策室長 ○
- 健康福祉政策課員 ○
- 健康福祉政策課員 ○

新型コロナウイルス感染症に対応した 患者の発生状況について

令和2年2月17日

健康福祉部

県内での発生状況 (患者6名、うち4名入院中・2名退院・無症状病原体保有者1名)

No.	年代	性別	武漢市滞在歴	感染源	区分	発症日	検査確定日	現在の症状	入院状況
患者1	20代	女性	なし	判明	県内発生	1月20日	1月31日	症状なし	入院中
患者2	40代	男性	あり	—	チャーター便	2月1日	1月30日	症状なし	入院中
患者3	30代	女性	あり	—	県内発生	1月30日	2月4日	—	退院
患者4	40代	男性	あり	—	県内発生	1月24日	2月5日	咳	入院中
患者5	50代	男性	あり	—	チャーター便	2月7日	2月10日	—	退院
患者6	20代	男性	なし	不明	県内発生	2月2日	2月13日	咳・熱	入院中
無症状病原体保有者1	50代	女性	あり	—	チャーター便		1月30日	—	退院

参考) 国内の発生状況

区 分		陽性者数
チャーター便帰国者*1		9 名
クルーズ船乗船者*2		355 名
国内発生者*3	居住地 (中国武漢市等)	9 名
	居住地 (日本国内)	12 名
計		385 名

*1、*3 は令和2年2月14日現在

*2 は令和2年2月16日現在

新型コロナウイルスのリスク評価について

CDC (アメリカ合衆国)

The potential public health threat posed by COVID-19 virus is high, both globally and to the United States. The fact that this virus has caused illness, including illness resulting in death, and sustained person-to-person spread in China is concerning. These factors meet two of the criteria of a pandemic. It's unclear how the situation will unfold, but risk is dependent on exposure. At this time, some people will have an increased risk of infection, for example healthcare workers caring for patients with COVID-19 and other close contacts of patients with COVID-19. For the general American public, who are unlikely to be exposed to this virus, the immediate health risk from COVID-19 is considered low at this time. Updated February 13, 2020

COVID-19 ウイルスが引き起こす潜在的な公衆衛生上の脅威は、世界的にも米国に対しても高いものです。このウイルスが、死をもたらす病気を含む病気を引き起こし、中国での人から人への広がりが持続しているという事実が懸念されています。これらの要因は、パンデミックの2つの基準を満たしています。状況がどのように展開するかは不明ですが、リスクは露出に依存します。現時点では、COVID-19 患者のケアをしている医療従事者やCOVID-19 患者のその他の密接な接触など、感染のリスクが高い人もいます。このウイルスにさらされる可能性が低い一般のアメリカ国民にとって、現時点ではCOVID-19 による即時の健康リスクは低いと考えられています。2020年2月13日更新

ECDC (EU)

The risk of SARS-CoV-2 infection for the EU/EEA and UK population in Europe is currently low.

This assessment is based on the following factors:

- Probability of infection for the EU/EEA and UK population is considered very low. While there have been both imported and locally acquired cases reported from seven EU/EEA countries and from the UK, the overall number of cases reported in the area remains low, and containment measures are in place. There are, however, uncertainties regarding transmissibility and under-detection, particularly among mild or asymptomatic cases.
- If an infection is acquired, the impact for the infected person is considered high. For the population, the impact of one or more infections resulting in sustained transmission would be moderate to high. Information on case severity and the effectiveness of control measures remains very limited. Data reported as of 14 February account for 64,544 cases, including 1,383 deaths (according to the applied case definition in the countries)

欧州のEU / EEA および英国の人口に対するSARS-CoV-2 感染のリスクは現在低いです。

この評価は、次の要因に基づいています。

- EU / EEA および英国の人口に対する感染の可能性は非常に低いと考えられています。EU / EEA の 7 か国と英国から報告された輸入症例と現地取得症例の両方が報告されていますが、この地域で報告された症例の総数は依然として少なく、封じ込め対策が整っています。ただし、特に軽度または無症候性の症例では、感染率と検出不足に関して不確実性があります。
- 感染した場合、感染者への影響は大きいと考えられます。人口にとって、持続的な感染をもたらす 1 つ以上の感染の影響は中程度から高いものになるでしょう。症例の重症度と管理措置の有効性に関する情報は非常に限られたままです。2月14日の時点で報告されたデータは、1,383人の死亡を含む64,544件のケースを説明しています（国で適用されたケース定義による）（注）訳は Google ソフト

新型コロナウイルス感染症関連に係る電話相談窓口について

1. 専用電話相談窓口について

新型コロナウイルス感染症に関すること、感染の予防に関すること、心配な症状が出た時の対応などの相談に応じるもの

- 電話相談窓口（コールセンター） 令和2年1月31日県庁内に開設

連絡先：043-223-2640

受付時間：午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を含む）

- 健康福祉センター（保健所）相談窓口

連絡先：各健康福祉センター

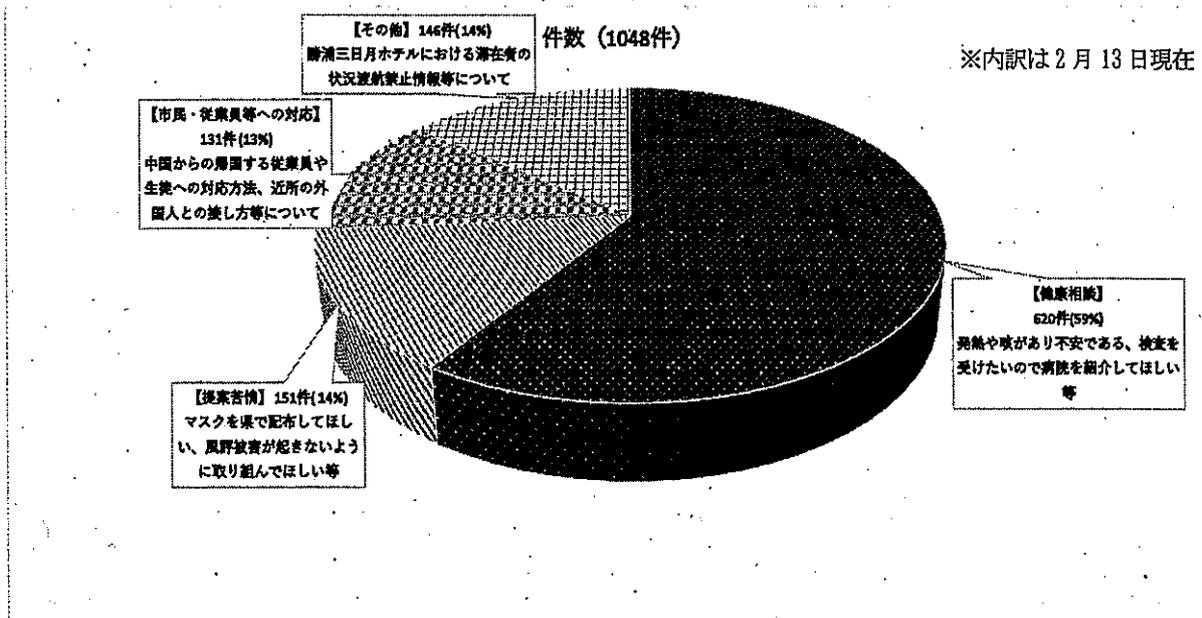
受付時間：午前9時から午後5時まで（平日）

2. 相談件数（令和2年2月16日現在）

日	県庁分	保健所分	累計
1月31日	59		59
2月1日	63		122
2月2日	43		165
2月3日	63		228
2月4日	55		283
2月5日	73		356
2月6日	60		416
2月7日	38	125	579

日	県庁分	保健所分	累計
2月8日	40	10	629
2月9日	30	9	668
2月10日	30	97	795
2月11日	20	7	822
2月12日	35	93	950
2月13日	21	77	1,048
2月14日	91		1,139
2月15日	139		1,278
2月16日	134		1,412

※2/14～2/16は県庁分のみ



国内及び県内において患者発生が続いており、地域における感染の拡大が懸念されること、また、国において2月13日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定したこと等を踏まえ、千葉県においても以下のような対応策を講じていくこととする。

1 医療提供体制の構築

別紙「新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制の構築について」のとおり

2 医療関係者等との情報共有及び連携強化

(1) 研修会の開催

①概要：新型コロナウイルス臨床の理解深化のため、実際の治療に従事している専門医による研修会を開催

②対象：県内医療機関、保健所等

(2) 意見交換会の開催

①概要：医療機関における症例蓄積を基に、専門家を交えた意見交換会を開催

②対象：県内感染症指定医療機関、患者受入れ協力医療機関等

3 検査受入れ体制の強化

検査対象の拡大に伴い県内での検査受入れ依頼数の増加が予想されることから、千葉県衛生研究所における1日あたりの検査能力の向上を図る。

4 県民や各施設等への情報提供等

(1) 県民等に対して、県ホームページ等を通じて新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を発信するとともに、適切な受診行動を促していく。

(2) 県民等からの相談に対応するため、県民相談窓口と帰国者・接触者相談センターの一層の周知を図る。

(3) 医療機関（院内感染防止）や、社会福祉施設（職員や利用者に対する感染予防）に対して、必要な対策を講じるよう通知する。

【参考1】県の主な対応状況

- 健康危機管理対策本部会議の開催（1月23、31日、2月6日）
- 専門部会の開催（1月22日、2月13日）
- 市町村職員向けの説明会を実施（1月27日）
- チャーター機での帰国者対応のため、地元市等支援に職員派遣（1月29日～）
- 中小企業者等相談窓口の設置（1月31日～）
- ホームページ等を介した県民への注意喚起や情報発信
- 風評被害防止に向け、子どものいじめ防止、廃棄物処理、水産物市場等への対応について、県から通知を发出

【参考2】新型コロナウイルス感染症対策のホームページ

- 1 新型コロナウイルス感染症について
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/2019-ncov.html>)
 - ・千葉県ホームページ
 - ・県内の発生状況や電話相談窓口等の案内

- 2 新型コロナウイルス感染症の対応について
(https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
 - ・内閣官房ホームページ
 - ・国の新型コロナウイルス対策に係る総合的な情報
 - ・関係省庁における対応状況一覧の掲載

- 3 新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)
 - ・首相官邸ホームページ
 - ・新型コロナウイルスを含む感染症対策をまとめた掲示・周知用チラシの掲載（日本語、英語、中国）

- 4 新型コロナウイルス感染症について
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
 - ・厚生労働省ホームページ
 - ・患者発生情報やQ&A（一般の方向け、医療機関・検査機関向け等）の掲載

- 5 中小企業向け新型インフルエンザ対策に関する情報提供資料のご紹介について
(<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html>)
 - ・中小企業庁のホームページ
 - ・平成21年の新型インフルエンザ対策の際のBCP（事業継続計画）の策定に向けた各種情報が掲載。企業における感染対策等について。

新型コロナウイルス感染症に対応した 医療提供体制の構築について

1 帰国者・接触者相談センターの設置（本庁・保健所）

湖北省または浙江省への渡航歴や患者との濃厚接触をしたと考えられる県民ので、発熱や呼吸器症状がある方は、医療機関（帰国者・接触者外来）を受診すべきかどうかなどの対応を相談できます。

(1) 平日／健康福祉センター（保健所）の帰国者・接触者相談センター

健康福祉センター（保健所）の帰国者・接触者センターの受付時間は、平日、午前9時から午後5時までです。

(2) 土曜日、日曜日、祝日／電話相談受付（県庁）

電話相談受付（県庁）の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日の午前9時から午後5時までです。（電話番号）043-223-2989

(3) 平日、土曜日、日曜日、祝日の時間外（午後5時から午前9時まで）／受付

上記（1）の各健康福祉センター（保健所）の電話番号におかけください。
コールセンター対応等となります。

※ 令和2年2月7日に設置してから2月13日までの実績は、166件となっています。

2 帰国者・接触者外来の設置（外来対応医療機関）

「1」により、受診すべきと判断された方の診療を行う機関で、県内に38カ所設置（令和2年2月13日現在）されています。

3 入院対応医療機関

（考え方）

県内の病院の受入可能病床について、その機能に応じて重症者から無症状者までの受け入れに係るグループ分けをしています。

感染症指定医療機関のうち、一部を重症者対応とし、その他の感染症指定医療機関において中等症以下の患者受け入れを想定しています。

更に、無症状、軽症者は、感染症対策を確実に行った一般医療機関に受け入れを要請することを考えております。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

令和2年2月13日
新型コロナウイルス感染症対策本部

1 基本方針

- 何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策は躊躇なく実行するとの方針のもと、与党等の提言も踏まえ、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。
- このため、今年度予算の着実な執行に加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する。
- 今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく。

2 緊急対応策（主なもの）

(1) 帰国者等への支援

- 帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援**
 - 政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客の生活支援・健康管理に万全を期すための支援物資の配布等
 - 国の要請等に基づき、受入れに協力いただいた民間企業等に対する対応



船内の乗客を羽田へ輸送する様子

- 帰国者等の円滑な社会復帰等のための支援**
 - 国民への正確な情報提供
 - PCR検査、健康診断等
- 邦人の安全確保のための支援**

(2) 国内感染対策の強化

- 病原体等の迅速な検査体制の強化等**
 - 国立感染症研究所への多量検体検査システム等の緊急整備
 - 全国の地方衛生研究所の検査体制拡充支援
 - 新型コロナウイルス感染症の検査法の開発
- 感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化**
 - 国立国際医療研究センター等の治療法開発の加速化
 - 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置支援
- 検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進**
 - 簡易診断キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の開発に早急に着手
 - 民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立
 - 感染症流行対策イノベーションイノベーション連合への拠出を通じたワクチンの早期開発支援
- マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保**



PCR検査

(3) 水際対策の強化

- 全国の検疫所等の検査体制・機能の強化**
 - 地方出入国在留管理局と検疫所との連携強化による厳格な上陸審査
 - 検疫官の応援等の体制強化等による検査体制の強化
 - 航空会社や旅客船事業者等に対する協力要請
- 健康フオロアーアップセンターの体制整備による検疫機能の充実**
 - 健康フオロアーアップセンターを中心とした自治体との連携、情報共有等の必要な体制の緊急整備



通関を介した上陸審査の様子

◆ 入国管理の更なる強化

- 出入国管理及び難民認定法に基づき上陸拒否の対象となる地域、旅客船の包括指定による機動的な対応

(4) 影響を受ける産業等への緊急対応

- 国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策**
 - JNTOによる訪日外国人旅行者に対する正確な情報発信
 - 厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の設置
 - 宿泊事業者、観光協会等に対する適切な情報提供等

◆ 観光業等の中小企業・小規模事業者対策等

- 日本政策金融公庫等500億円の緊急貸付・保証枠を確保し、公庫率による貸付や信用保証協会によるセーフティネット保証により資金繰り支援
- 中小企業生産性革命推進事業等により、サブプライチエーンの致損等に対応するための設備投資等を行う事業者を優先的に支援

◆ 雇用対策

- 雇用調整助成金の要件緩和

(5) 国際連携の強化等

- 感染症対策に係る国際支援**
 - 分離したウイルスを研究開発用に無償供与
 - アジア各国等への医療資機材等の供与、検査体制の充実への貢献
 - 各国地域との連携による国際的な感染動向の把握
 - WHOなどによる国際貢献の支援



感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省

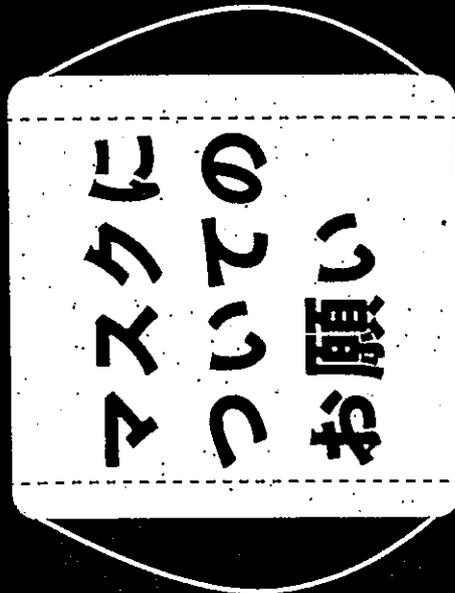
厚労省

検索



現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、
感染症の拡大の効果的な予防には、

**風邪や感染症の疑いがある人たちに
使ってもらうことが何より重要です。**



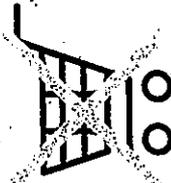
#マスクの使い方考えよう

#新型コロナウイルス対策

1

**マスクは買い占め
なくとも大丈夫**

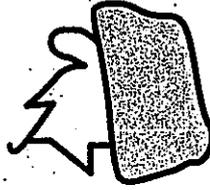
風邪や感染症の疑いのある人に
マスクを届けるために、
必要な分だけ買うようにしましょう。



2

**使い捨てマスクが
ないときは
代用品を使おう**

ガーゼマスクや、タオルなど
口を塞げるものでも
飛沫(くしゃみなどの
飛び散り)を防ぐ
効果があります。



3

**こまめな手洗い
などの基本も大事**

帰宅時や、料理・食事の前など、
口や鼻に触れる前に、
こまめに手洗いなどをしましょう。



マスク不足を解消するために官民連携して
毎週1億枚以上のマスクを消費者のみなさまにお届けします。

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 1 4 日

各医療機関 管理者 御中

千葉県健康福祉部医療整備課

医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃、本県の医療行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、今般、和歌山県において医療従事者の新型コロナウイルス感染例が発生したところであり、このことについて、令和 2 年 2 月 1 3 日付け事務連絡で厚生労働省医政局地域医療計画課から別添写しのとおり通知がありました。

各医療機関におかれましては、感染の拡大を防ぐためにも、院内感染対策を徹底するとともに職員の健康管理に努めていただきますようお願いいたします。

併せて、厚生労働省からの事務連絡のとおり、国立感染症研究所などによる新型コロナウイルス感染症に係る情報も参考としていただきますようお願いいたします。

なお、国の通知文等につきましては、以下参考のとおり当課のホームページにも掲載しますので御参照ください。

【参考】

<http://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/tsuuchi.html>

千葉県ホーム>くらし・福祉・健康>健康・医療>保健医療政策
>医療機関・歯科技工所・施術所等に関する通知

【担当部署】

千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班

TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 3 8 8 4

FAX 0 4 3 - 2 2 1 - 7 3 7 9



事務連絡
令和2年2月13日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）御中
特別区

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

医療機関における新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年1月31日「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年1月31日付け事務連絡）等により周知しているところです。

今般、和歌山県において医療従事者の新型コロナウイルス感染事例が発生したことも踏まえ、貴職におかれましては、改めて院内感染防止体制の徹底について、貴管下医療機関に対し指導を行うようお願いいたします。

なお、令和2年2月10日に国立感染症研究所、国立国際医療センター及び国際感染症センターから、感染対策等について記載された「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」が、同年2月12日に環境感染症学会から「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」が公開されています。また、日本感染症学会、日本環境感染症学会のHP上にも新型コロナウイルス感染症に係る情報が掲載されていますので、これらについての周知も併せてお願いいたします。

（参考）

- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（2020年2月10日国立感染症研究所、国立国際医療センター及び国際感染症センター）

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200210.pdf>

- 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」（2020年2月12日 環境感染症学会）

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=332

- 「新型コロナウイルス（COVID-19）感染症への対応について」（一般社団法人日本感染症学会）

http://www.kansensho.or.jp/modules/topics/index.php?content_id=31

- 「新型コロナウイルス（2019-nCoV）感染症への対応について」（一般社団法人環境感染症学会）

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=328

各救護施設長 様

千葉県健康福祉部健康福祉指導課長

(公印省略)

救護施設における新型コロナウイルスへの対応について (依頼)

新型コロナウイルスについては、国内で新たな患者が発生しており、地域における感染の拡大が懸念される所です。

また、院内感染が疑われる事例が認められていることなどから、抵抗力の弱い障害者、高齢者が多数入所している救護施設においては、施設内における感染を防止するため、厚生労働省HPに掲載の「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」を参考にして、感染症の予防・対策等を進めていただくようお願いいたします。

記

- 救護施設は抵抗力の弱い障害者、高齢者が多数入所していることから、職員、委託業者、入所者の親族等が外部から感染症の病原を持ち込まないことが重要です。
- このため、施設の入口やトイレにアルコール消毒液を設置したり、施設内ではうがいやマスクの着用、咳エチケット等徹底をお願いします。
- 概ね過去14日以内に湖北省又は浙江省から帰国した職員等(湖北省又は浙江省から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。)については、保健所並びに医師又は嘱託医と連携のうえ、発熱(概ね37.5℃以上)や呼吸器症状があるかどうかを確認し、該当する職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示に従ってください。
- 帰国者や濃厚接触者以外の者で、発熱や呼吸器症状がある場合は、嘱託医や看護師等と相談し、医療機関の受診を勧めるようお願いします。
- 委託業者、入所者の親族等に施設としての感染症対策を周知してください。

担当 健康福祉部健康福祉指導課 生活保護班

TEL: 043-223-2312

FAX: 043-222-6294

(参考)

「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」から抜粋

3-3-7 救護施設

●優先業務について

食事・ケアワーカー業務・医療対応業務が優先業務と想定されます。外出および入浴（職員定数確保不可の場合）は中止又は規模縮小する業務になります。施設外での日課は縮小し、外注や業者委託による必要物品等は納期等を予め調整し、早期納入・備蓄を図ります。

●留意すべきポイント

	ステージ1 (海外発生期～地域未発生期)	ステージ2 (地域発生早期)	ステージ3 (地域感染期～小康期)
感染症の予防・対策	<p>■感染予防対応の準備をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の家族・後見人等に緊急時の連絡が取れるよう準備します。 ・必要に応じて行政等と連絡を取れるよう準備します。 	<p>■感染予防対応を本格的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒液設置、来所者の体温測定、不要不急の来所制限など、外部からの感染予防策を行います。 ・利用者感染時の対応を、ご家族や医療機関などあらかじめ相談しておきます。 ・来所者が体調不良の場合には面会に制限をします。 ・訓練用住居（アパート、借家等）で生活訓練を行う救護施設居宅生活訓練事業を中止し、本体施設に戻って感染防止の対応をします。 	<p>■感染予防対応を継続的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に感染（疑）者が発生した場合、感染予防対策をした職員が隔離・消毒を行います。 ・職員に感染（疑）者が発生した場合、帰宅・出勤停止とし、感染予防対策をした職員が消毒を行います。 ・極力外部との接触を遮断し、感染源を施設内に入れないよう、警戒態勢を敷きます。 ・職員の出入りには、入館前チェックを始め、万全の防護体制を強化します。
業務継続のポイント	<p>■業務継続対応実施に関する家族等へのアナウンスが中心です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供に不可欠な委託業者とは感染拡大時の対応について事前に相談しておきます。 	<p>■業務継続対応の準備が中心です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜勤体制を縮小し、最低限の人員で対応します。 ・業務を省力化するための使い捨て食器やレトルト食品などを多めに準備します。 ・OB、OGなどへの臨時勤務可否の打診、近隣施設との情報共有などを行います。 ・納期のある生産活動は納期の変更等の対応を行います。 	<p>■業務継続対応を本格的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事・ケアワーカー業務・医療対応業務は業務レベルを保つよう努めます。 ・入浴は職員の通常確保が困難になれば、頻度を少なくします。 ・ケアワーカー業務を維持するため、他職種の職員は補助職員としてこれをカバーする体制を構築します。 ・向精神薬を含む朝・昼・晩・就寝の与薬、生命維持に関わる定期インシュリン注射等の医療的ケアの継続を確保します。

児 第 2019号
令和2年2月17日

児童養護施設等の施設長 様

千葉県健康福祉部児童家庭課長
(公印省略)

新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスについては、国内で新たな患者が発生しており、地域における感染の拡大が懸念されるところです。

また、院内感染が疑われる事例が認められていることなどから、抵抗力の弱い乳幼児が多数利用する事業所においては、事業所内における感染を防止するため、下記の厚生労働省HPに掲載の「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」を参考にして、感染症の予防・対策等を進めていただくようお願いします。

記

「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」(厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108618.pdf>

【留意事項等】

(1) 優先業務について

- ・食事・保育・看護・医療的ケア・専門的ケア・清拭が優先業務になります。
- ・外出等は中止する業務になります。
- ・入浴は、職員の状況を見て頻度を少なくする業務になります。環境の変化に敏感な子ども等に対するケアに留意します。

(2) 留意すべき事項

《感染症の予防対策》

- ・子どもに発症者がした場合を想定し、親権者等への連絡可否を検討します。
- ・緊急時に行政・児童相談所・親権者等に連絡が取れるよう準備します。
- ・定時に検温するなど、状態変化に注意します。
- ・子どもに感染（疑）者が発生した場合、感染予防対策をした職員が隔離・消毒を行います。
- ・職員に感染（疑）者が発生した場合、帰宅・出勤停止とし、感染予防対策をした職員が消毒を行います。

《業務継続のポイント》

- ・児童相談所や行政などと事前に対応を協議します。
- ・紙おむつやレトルト食品などの備蓄を多めに確保しておきます。
- ・子どもの不要不急の行事や外出などを原則中止します。
- ・子どもに過度なストレスを与えないよう、施設内の開放など配慮します。
- ・食事・保育・看護・医療的ケア・専門的ケア・清拭は業務レベルを保つよう努めます。
- ・環境の変化に敏感な子ども等に対するケアに留意します。
- ・入浴の頻度は減らし、清拭などで代替します。
- ・面会対応は不要不急のものを除き、お断りします。

(3) 千葉県県庁ホームページ「社会福祉施設等における感染症対策・報告について」

において、最新情報を順次掲載しますので、随時確認をお願いします。

子第1627号-1
令和2年2月17日

保 育
放課後児童健全育成事業
各市町村 児 童 厚 生 施 設 担当課長 様
地域子育て支援拠点事業
(指定都市・中核市除く)

千葉県健康福祉部子育て支援課長
(公印省略)

保育所等における新型コロナウイルスへの対応について (通知)

新型コロナウイルスについては、国内で新たな患者が発生しており、地域における感染の拡大が懸念されるところです。

また、院内感染が疑われる事例が認められていることなどから、抵抗力の弱い児童が多数利用する保育所等においては、施設内における感染を防止するため、厚生労働省HPに掲載の「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」等を参考にして、下記に留意の上、感染症の予防・対策等を進めていただくよう、周知願います。

記

- 1 児童、職員、保護者等が外部から感染症の病原菌を持ち込むことを防ぐため、施設入口やトイレにアルコール消毒液を設置したり、施設内ではうがいやマスクの着用、咳エチケット等の徹底をお願いします。
- 2 送迎時には、児童の検温結果など、健康状態等の確認に努めてください。登園後、発熱や呼吸器病状が認められる場合は、他の児童との接触を避け、マスクを着用させるなどした上で、保護者に連絡し速やかな帰宅(かかりつけ医等の受診)を促してください。
- 3 感染拡大の状況等によっては、行政からの要請等により閉所の可能性があることを、保護者に対し予め周知してください。

出典：「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」から抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

3-3-8 保育所

●優先業務について

園児の保育が優先業務のため、可能な限り業務継続できるよう、体制を整えることが望ましいです。
 イベントや園外保育等は中止または延期します。

●留意すべきポイント

	ステージ1 (海外発生期～地域未発生期)	ステージ2 (地域発生早期)	ステージ3 (地域感染期～小流行)
感染症の 予防対策	<p>■感染予防対応の準備をします 園児、ご家族に発症者が出た場合、保育所に連絡してもらったよう依頼します。 園児にマスク装着、手洗い、うがいなどの教育を行います。</p>	<p>■感染予防対応を本格的に実施します 自宅で検温し、結果を登園時に共有してもらいます。 送迎時にマスクや様式手指消毒剤を活用し、外部からの感染防止を図ります。 園児、職員にマスクを装着させます。 水回り、トイレだけでなく、遊具など園児が接する機会が多いものは除菌を徹底します。 行政より臨時休業の要請が出される場合があることを利用者、ご家族に周知します。</p>	<p>■感染予防対応を継続的に実施します 保育所で発症した場合、一時的に閉園した上で、ご家族に連絡し、お迎えいただきます。 帰宅後に発症した場合、園児本人と濃厚接触者の登園を禁止します。 患者が多く発生した場合は、利用者、職員の感染予防の観点からサービスの臨時休業を検討し、利用者、ご家族に周知します。</p>
業務継続の ポイント	<p>■業務継続対応実施に関する家族等へのアナウンスが中心です。 感染拡大時には保育所が閉園する可能性を説明します。 食材調達に関わる事業者とは感染拡大時の対応について事前に相談しておきます。</p>	<p>■業務継続対応の準備が中心です。 不要不急の行事や外出、危険を伴う作業など原則中止します。 園児に過度なストレスを与えないよう給本の読み聞かせ、園庭、自由部屋の開放など配慮します。 近隣の保育所と連携して地域としての保育体制構築を検討します。</p>	<p>■業務継続対応を本格的に実施します。 閉園維持が重要であり、限られた人数でも対応できるように、業務Aに注力します。 食事はレトルト食品や配送を活用するなど省労化を検討します。</p>

※参考：千葉県ホームページ

「社会福祉施設等における感染症対策・報告について」

検索ワード：千葉県社会福祉施設 感染症

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shafuku-hojin/kansensho.html>

【担当】千葉県健康福祉部子育て支援課
 認可・認定班 早川（保育担当）
 子育て支援班 越川
 TEL: 043-223-3774、2317 FAX: 043-222-9939
 E-mail: kosodate3@mz.pref.chiba.lg.jp
 kosodate2@mz.pref.chiba.lg.jp

高 第 1 9 6 9 号
令和 2 年 2 月 1 7 日

各 { 特別養護老人ホーム
養護老人ホーム
軽費老人ホーム
有料老人ホーム } 施設長 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

高齢者福祉施設における新型コロナウイルスへの対応について

日頃より、本県の高齢者福祉行政に対しまして、御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスについては、国内の発生状況から地域における感染の拡大が懸念されるところです。

については、各施設におかれては、改めて下記事項（令和2年2月13日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」留意事項から抜粋、一部変更）に留意されるとともに、別紙「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン（抜粋）」を参考に、感染予防対応の本格的な実施や業務継続対応の準備に努めていただくようよろしくお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザ同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要である。職員や入所者はもとより、面会者や委託業者等、職員や入所者と接触する可能性があると考えられる者も含めて、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018改訂版）」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、上記の対応を行うよう促すこと。

2 概ね過去14日以内に湖北省又は浙江省から帰国した職員等（湖北省又は浙江省から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。）については、保健所及び医師又は嘱託医と連携のうえ、発熱（概ね37.5℃以上）や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の（ア）又は（イ）に従って対応すること。該当する職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。

（ア）発熱等の症状により感染が疑われる職員等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診すること。

（イ）現に症状がない職員等についても、帰国又は接触から14日間は外出を控えていただくよう、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記（ア）に従うこと。

3 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を職員に提供するとともに、必要に応じ、入所者やその家族に対する情報提供や相談対応に努めること。

4 職員等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、職員等の人権に十分配慮すること。

《参考》

社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン（PDF）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108618.pdf>

健康福祉部高齢者福祉課

法人支援班 藤原

TEL：043-223-2350

FAX：043-227-0050

MAIL：kourei5@mz.pref.chiba.lg.jp

3-3-2 高齢者入所施設

●優先業務について

食事・排泄・与薬・医療的ケア・清拭は、優先度が高い業務と考えられます。入浴・行事等は頻度削減や中止を検討します。

●留意すべきポイント

	ステージ1 (海外発生期～地域未発生期)	ステージ2 (地域発生早期)	ステージ3 (地域感染期～小販期)
感染症の 予防・対策	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防対応の準備をします 利用者の家族・後見人等に緊急時の連絡が取れるよう準備します。 マスクを嫌がる、異食する危険がある利用者に対してはマスク装着を強いません。 留意すべき利用者の情報は職員間で共有するなど、バックアップ体制を築きます。 定期的な通院が必要な方の代替診療手段を、医療機関と相談します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防対応を本格的に実施します 消毒液設置、来所者の体温測定、不要不急の来所制限など、外部からの感染予防策を準備します。 利用者感染時の対応を、ご家族や医療機関などとあらかじめ相談しておきます。 来所者が体調不良の場合には面会に制限をします。 実習生・ボランティア等の受入れは休止します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防対応を継続的に実施します 利用者に感染(疑)者が発生した場合、感染予防対策をした職員が隔離・消毒を行います。 職員に感染(疑)者が発生した場合、帰宅・出勤停止とし、感染予防対策をした職員が消毒を行います。
業務継続の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ■業務継続対応実施に関する家族等へのアナウンスが中心です 給食・清掃・クリーニングなどサービス提供に不可欠な委託業者とは感染拡大時の対応について事前に相談しておきます。 グループホームなど小規模施設の場合、法人内他施設を巻き込んだ人練りを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■業務継続対応の準備が中心です 夜勤体制を縮小し、最低限の人員で対応します。 業務を省力化するための使い捨て食器やレトルト食品などを多めに準備します。 OB、OGなどへの臨時勤務可否の打診、近隣施設との情報共有などを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ■業務継続対応を本格的に実施します 食事・排泄・与薬は業務レベルを保つよう努めます。 入浴やりハビリは中止します。入浴は清拭などで代替します。 通院介助は、医療機関との申し合わせのもとに対応します。 東日本大震災などの非常時に自立利用者に紙おむつを着用して省力化した事例がありました。あくまで緊急避難的な対応に留めることが望ましいです。

各通所介護事業所 御中

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

通所介護事業所における新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスについては、国内で新たな患者が発生しており、地域における感染の拡大が懸念されるところです。

また、院内感染が疑われる事例が認められていることなどから、抵抗力の弱い高齢者が多数利用する通所介護事業所においては、事業所内における感染を防止するため、令和 2 年 2 月 1 3 日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」及び厚生労働省ホームページに掲載の「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」を参考にして対応いただきますとともに、下記に留意の上、利用者の健康管理・感染予防等に万全を期していただきますようお願いいたします。

記

- 通所介護事業所は抵抗力の弱い高齢者が多数利用していることから、利用者、職員、ボランティア等が外部から感染症の病原菌を持ち込まないことが重要です。
- このため、事業所入口やトイレにアルコール消毒液を設置したり、事業所内ではうがいやマスクの着用、咳エチケット等の徹底をお願いします。
- また、利用者の送迎にあたっては、送迎前に連絡し、利用者の検温結果などを尋ねるなど、事前に健康状態等の確認に努めてください。
- なお、概ね過去 1 4 日以内に湖北省又は浙江省から帰国した職員等（湖北省又は浙江省から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。）については、保健所並びに医師と連携のうえ、発熱（概ね 3 7 . 5℃以上）や呼吸器症状があるかどうかを確認し、該当する職員等がいる場合、管理者は、すみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示に従ってください。

- 帰国者や濃厚接触者以外の者で、発熱や呼吸器症状がある場合は、看護師等と相談し、医療機関の受診を勧めるようお願いします。
- 現に症状がない職員等についても、帰国又は接触から14日間は外出を控えていただくよう要請し、健康状態を観察してください。
- 利用者、御家族に事業所としての感染症対策を事前に周知してください。

3-3-3 高齢者通所施設

●優先業務について

感染症発生時には事業そのものを中止する可能性が高いと思われます。一方で、利用者が通所に行けなくなることによりご家族が出動できないなどの影響が発生することも考えられますので、配慮が必要となります。

●留意すべきポイント

	ステージ1 (海外発生期～地域未発生期)	ステージ2 (地域発生早期)	ステージ3 (地域感染期～小康期)
感染症の 予防・対策	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防対応の準備をします ・利用者・ご家族に発症者が出た場合、事業所に連絡してもらおうと依頼します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防対応を本格的に実施します ・送迎前に連絡し、利用者の検温結果などを尋ねます。 ・送迎時にマスクや撥式手指消毒剤を活用し、外部からの感染防止を図ります。 ・行政より臨時休業の要請が出される場合があることを利用者・ご家族に周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防対応を継続的に実施します ・患者が多く発生した場合は、利用者・職員の感染予防の観点からサービスの臨時休業を検討し、利用者・ご家族に周知します。 ・サービス利用中に発症した場合は、一時的に隔離し、家族などに連絡した上で送り届けます。 ・帰宅後に発症した場合、感染者本人と濃厚接触者の来所を禁止します。
業務継続の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ■業務継続対応実施に関する家族等へのアナウンスが中心です ・利用者やご家族の通所サービス提供継続に関する意向・事情を確認します。 ・感染拡大時には通所サービスの中止・頻度削減を行う可能性を説明します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■業務継続対応の準備が中心です ・生命・健康に大きな影響を与えない利用者・家族に対してサービス中止・頻度削減を申し入れます。(即座に実施ではない)。 	<ul style="list-style-type: none"> ■業務継続対応を本格的に実施します ・限られた人員で対応するため、業務Aに注力します。 ・食事はレトルド食品や配送を活用するなど省力化を検討します。 ・入浴はできるだけ中止します。

障害者・児施設等管理者 様

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長
(公印省略)

障害者・児施設等における新型コロナウイルスへの
対応について

新型コロナウイルスについては、国内で新たな患者が発生しており、地域における感染の拡大が懸念されるところです。

また、院内感染が疑われる事例が認められていることなどから、抵抗力の弱い障害者が多数利用する障害者・児施設等においては、施設等の内部における感染を防止するため、令和2年2月13日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」及び厚生労働省HPに掲載の「社会福祉施設・事業所における新型コロナウイルス等発生時の業務継続ガイドライン」を参考にするとともに、下記に留意の上、感染症の予防・対策等を進めていただくようお願いします。

記

(1) 留意事項

- ①障害者・児施設等は抵抗力の弱い障害者が多数利用していることから、利用者、職員、その他関係者等が外部から感染症の病原菌を持ち込まないように注意すること。
- ②施設等の入口やトイレにアルコール消毒液を設置したり、施設等の内部では、うがいやマスクの着用、咳エチケット等を徹底すること。
- ③通所利用者には、自宅での検温結果を尋ねるなどにより、事前に健康状態等の確認に努めること。
- ④発熱や呼吸器症状が認められる場合は、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、最寄りの医療機関を受診すること。
- ⑤利用者家族に上記の対応等を事前に周知すること。

(2) ガイドライン掲載ページ (千葉県庁ホームページ)

「社会福祉施設等における感染症対策・報告について」

新型コロナウイルスについて 千葉県社会福祉施設 感染症

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shafuku-hojin/kansensho.html>

※最新情報を順次掲載しますので、適宜御確認をお願いいたします。

(3) 優先業務と留意すべきポイント (ガイドライン抜粋)

- ①障害者・児入所施設：別紙1のとおり
- ②障害者・児通所施設：別紙2のとおり
- ③障害者・児訪問事業所：別紙3のとおり

3-3-5 障害者・児入所施設

●優先業務について

生命を維持するためのケア（呼吸確保、水分補給、体温調節、喀痰吸引や経管栄養など）、食事、排泄、与薬が最も優先度が高い業務と想定されます。入浴やリハビリは状況に応じてサービスの提供を中止・延期する等の対応をします。

●留意すべきポイント

	ステージ1 (海外発生期～地域未発生期)	ステージ2 (地域発生早期)	ステージ3 (地域感染期～小康期)
感染防止の 予防・対策	<p>■感染予防対応の準備をします 利用者の家族・後見人等に緊急時の連絡が取れるよう準備します。 マスクを嫌がる、異食する危険がある利用者に対してはマスク装着を強いません。 留意すべき利用者の情報は職員間で共有するなど、バックアップ体制を築きます。 定期的な通院が必要な方の代替診療手段を、医療機関と相談します。</p>	<p>■感染予防対応を本格的に実施します 消毒液設置、来所者の体温測定、不要不急の来所制限など、外部からの感染予防策を準備します。 利用者感染時の対応を、ご家族や医療機関などとあらかじめ相談しておきます。 来所者が体調不良の場合には面会に制限をします。 実習生・ボランティア等の受入れは休止します。</p>	<p>■感染予防対応を継続的に実施します 利用者に感染（疑）者が発生した場合、感染予防対策をした職員が隔離・消毒を行います。 職員に感染（疑）者が発生した場合、帰宅・出勤停止とし、感染予防対策をした職員が消毒を行います。 食堂等での多人数の食事を避け、居室での対応を基本とします。</p>
業務継続の ポイント	<p>■業務継続対応実施に関する家族等へのアナウンスが中心です 給食・清掃・クリーニングなどサービス提供に不可欠な委託業者とは感染拡大時の対応について事前に相談しておきます。 グループホームなど小規模施設の場合、法人内他施設を巻き込んだ人繰りを検討します。</p>	<p>■業務継続対応の準備が中心です 生命を維持するためのケア、食事・排泄・与薬は業務レベルを保つよう努めます。 夜勤体制を縮小し、最低限の人員で対応します。 業務を省力化するための使い捨て食器やレトルト食品などを多めに準備します。 OB、OGなどへの臨時勤務可否の打診、近隣施設との情報共有などを行います。 生産活動を行う入所施設においては、納期等必要に応じて取引先企業等と契約内容の変更等について相談し、必要な対応を図ります。</p>	<p>■業務継続対応を本格的に実施します 夜勤体制は、利用者の生命維持に影響のない範囲で縮小し、最低限の人員で対応します。 入浴やリハビリは中止します。入浴は清拭などで代替します。 通院介助は、医療機関との申し合わせのもとに対応します。 東日本大震災などの非常時に自立利用者に紙おむつを着用して省力化した事例がありましたが、あくまで緊急避難的な対応に留めることが望ましいです。</p>

3-3-6 障害者・児童施設

●優先業務について

感染症発生時には事業そのものを中止する可能性が高いと思われます。一方で、利用者が通所に行けなくなることによりご家族が出勤できないなどの影響が発生することも考えられますので、配慮が必要となります。



●留意すべきポイント

	ステージ1 (海外発生期 ～地域未発生期)	ステージ2 (地域発生早期)	ステージ3 (地域感染期～小流行)
感染症の 予防・対策	<p>■感染予防対応の準備をします</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者・ご家族に発症者が出た場合、事業所に連絡してもらおうよう依頼します。 	<p>■感染予防対応を本格的に実施します</p> <ul style="list-style-type: none"> 送迎前に連絡し、利用者の検温結果などを尋ねます。 自ら通所できる利用者は、自宅で検温してもらい、結果を尋ねます。 送迎時にマスクや擦式手指消毒剤を活用し、外部からの感染防止を図ります。 行政より臨時休業の要請が出される場合があることを利用者・ご家族に周知します。 	<p>■感染予防対応を継続的に実施します</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者が多く発生した場合は、利用者・職員の感染予防の観点からサービスの臨時休業を検討し、利用者・ご家族に周知します。 サービス利用中に発症した場合は、一時的に隔離し、家族などに連絡した上で送り届けます。 帰宅後に発症した場合、感染者本人と濃厚接触者の来所を禁止します。 生産活動に関する業者等の施設の出入りについては、業者と相談し、必要な対応の協力を求めます。 接客等不特定多数の方と接する生産活動を行う事業所は、地域の感染状況より、休業等の対応をします。
業務継続の ポイント	<p>■業務継続対応実施に関する家族等へのアナウンスが中心です</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者やご家族の通所サービス提供継続に関する意向・事情を確認します。 感染拡大時には通所サービスの中止・頻度削減を行う可能性を説明します。 	<p>■業務継続対応の準備が中心です</p> <ul style="list-style-type: none"> 生命・健康に大きな影響を与えない利用者・家族に対してサービス中止・頻度削減を申し入れます(即座に実施ではない)。 生産活動を行う事業所においては、納期等必要に応じて取引先企業等と契約内容の変更等について相談し、必要な対応を図ります。 	<p>■業務継続対応を本格的に実施します</p> <ul style="list-style-type: none"> 生命を維持するためのケア、食事・排泄・与薬は業務レベルを保つよう努めます。 限られた人員で対応する為、業務Aに注力します。 食事はレトルト食品や配送を活用するなど省力化を検討します。 入浴はできるだけ中止します。 生産活動を行う事業所においては、対外的な取引上の責務が発生する業務について優先順位をつけ、当該業務に集中して対応します。その際、必要に応じて、地域の共同受注窓口および関係事業所等とも協力体制をどれるよう相談をすすめ、対応します。 施設外就労は、取引先企業等との相談のうえ、実施の有無や規模について申し合わせ、対応します。

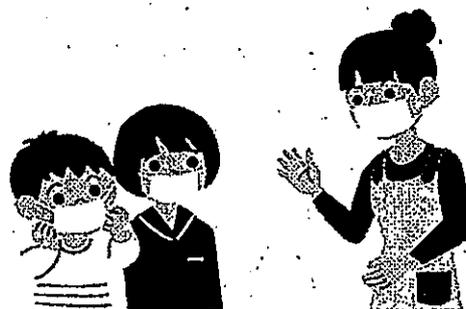
3-3-4 高齢者、障害者・児、保育 訪問事業所

●優先業務について

出来る限り業務は中止・延期するようにしますが、利用者・ご家族等の事情を踏まえて、食事・排泄・与薬・清拭に関する業務は継続することが望ましいです。

●留意すべきポイント

	ステージ1 (海外発生期～地域未発生期)	ステージ2 (地域発生早期)	ステージ3 (地域感染期～小康期)
感染症の 予防・対策	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防対応の準備をします ・利用者・ご家族に発症者が出た場合、事業所に連絡してもらおうよう依頼します。 ・ヘルパーが感染源とならないようマスクなどの感染予防備蓄品を多めに確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防対応を本格的に実施します ・ヘルパーにはマスクや擦式手指消毒剤を配布、外部からの感染防止を図ります。 ・利用者ごとにマスクを替え、感染拡大を防ぎます。 ・利用者が発症した場合、原則サービスを一時中止することを家族に伝えます。 ・行政より臨時休業の要請が出される場合があることを利用者・ご家族に周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防対応を継続的に実施します ・患者が多く発生した場合は、利用者・職員の間感染予防の観点からサービスの臨時休業を検討し、利用者・ご家族に周知します。 ・サービスを実施する場合、ヘルパーは直行直帰とするなど感染拡大を防ぎます。
業務継続の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ■業務継続対応実施に関する家族等へのアナウンスが中心です ・利用者やご家族の訪問サービス提供継続に関する意向・事情を確認します。 ・感染拡大時には訪問サービスの中止・頻度削減を行う可能性を説明します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■業務継続対応の準備が中心です ・生命・健康に大きな影響を与えない利用者・家族に対してサービス中止・頻度削減を申し入れます(即座に実施ではない)。 	<ul style="list-style-type: none"> ■業務継続対応を本格的に実施します ・限られた人員で対応するため、業務Aに注力します。 ・食事はレトルト食品や配送を活用するなど省力化を検討します。 ・入浴はできるだけ中止します。



BOPの策定、運用のポイント 一 種別ごとに留意すべきポイント

医 第 2 7 5 6 号
令和 2 年 2 月 1 7 日

各介護老人保健施設 施設長 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

介護老人保健施設における新型コロナウイルスへの対応について

日頃より、本県の高齢者福祉行政に対しまして、御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスについては、国内の発生状況から地域における感染の拡大が懸念されるところです。

については、各施設におかれては、改めて下記事項（令和 2 年 2 月 1 3 日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」留意事項から抜粋、一部変更）に留意されるとともに、別紙「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン（抜粋）」を参考に、感染予防対応の本格的な実施や業務継続対応の準備に努めていただくようよろしくお願いいたします。

また、別途において通所リハビリテーション事業における通知もありますので、併せてご確認をお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザ同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要である。職員や入所者はもとより、面会者や委託業者等、職員や入所者と接触する可能性があると考えられる者も含めて、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018改訂版）」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、上記の対応を行うよう促すこと。

2 概ね過去14日以内に湖北省又は浙江省から帰国した職員等（湖北省又は浙江省から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。）については、保健所及び医師又は嘱託医と連携のうえ、発熱（概ね37.5℃以上）や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の（ア）又は（イ）に従って対応すること。該当する職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。

（ア）発熱等の症状により感染が疑われる職員等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診すること。

（イ）現に症状がない職員等についても、帰国又は接触から14日間は外出を控えていただくよう、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記（ア）に従うこと。

3 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を職員に提供するとともに、必要に応じ、入所者やその家族に対する情報提供や相談対応に努めること。

4 職員等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、職員等の人権に十分配慮すること。

《参考》

社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン（PDF）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108618.pdf>

健康福祉部医療整備課

法人指導班 石井

TEL : 043-223-3878

FAX : 043-221-7379

MAIL : iryou-h@mz.pref.chiba.lg.jp

医 第 2757号
令和2年2月17日

各介護老人保健施設 御中
(通所リハビリテーション事業所)

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

介護老人保健施設(通所リハビリテーション事業)における新型コロナウイルスの対応について

新型コロナウイルスについては、国内で新たな患者が発生しており、地域における感染の拡大が懸念されるところです。

また、院内感染が疑われる事例が認められていることなどから、抵抗力の弱い高齢者が多数利用する介護老人保健施設においては、施設内における感染を防止するため、厚生労働省HPに掲載の「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」を参考にして、感染症の予防・対策等を進めていただくようお願いします。

- 千葉県県庁ホームページ「社会福祉施設等における感染症対策・報告について」において、最新情報を順次掲載しますので、随時確認をお願いします。
- 令和2年2月13日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」を参考にしていただくようお願いします。
- 通所事業所は、抵抗力の弱い高齢者が多数利用していることから、利用者、職員、ボランティアなどを含め、外部から感染症の病原体を持ち込まないことが重要です。
- 施設入口やトイレにアルコールを設置したり、施設内ではうがいやマスクの着用、咳エチケット等の徹底をお願いします。
- また、利用者の送迎にあたっては、送迎前に連絡し、利用者の検温結果などを尋ねるなど、事前に健康状態等の確認に努めてください。

- 概ね過去14日以内に湖北省又は浙江省から帰国した職員等（湖北省又は浙江省から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。）については、保健所並びに医師又は嘱託医と連携のうえ、発熱（概ね37.5℃以上）や呼吸器症状があるかどうかを確認し、該当する職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示に従ってください。
- 帰国者や濃厚接触者以外の者で、発熱や呼吸器症状がある場合は、嘱託医や看護師等と相談し、医療機関の受診を勧めるようお願いします。
- 現に症状がない職員等についても、帰国又は接触から14日間は外出を控えていただくよう要請するとともに、健康状態を観察してください。
- 利用者、ご家族に事業所としての感染症対策を事前に周知してください。

3-3-2 高齢者入所施設

●優先業務について

食事・排泄・与薬・医療的ケア・清拭は、優先度が高い業務と考えられます。入浴・行事等は頻度削減や中止を検討します。

●留意すべきポイント

	ステージ1 (海外発生期～地域未発生期)	ステージ2 (地域発生早期)	ステージ3 (地域感染期～小康期)
感染症の 予防・対策	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防対応の準備をします ・利用者の家族・後見人等に緊急時の連絡が取れるよう準備します。 ・マスクを嫌がる、異食する危険がある利用者に対してはマスク装着を強いません。 ・留意すべき利用者の情報は職員間で共有するなど、バックアップ体制を築きます。 ・定期的な通院が必要な方の代替診療手段を、医療機関と相談します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防対応を本格的に実施します ・消毒液設置、来所者の体温測定、不要不急の来所制限など、外部からの感染予防策を準備します。 ・利用者感染時の対応を、ご家族や医療機関などとあらかじめ相談しておきます。 ・来所者が体調不良の場合には面会に制限をします。 ・実習生・ボランティア等の受入れは休止します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防対応を継続的に実施します ・利用者に感染（疑）者が発生した場合、感染予防対策をした職員が隔離・消毒を行います。 ・職員に感染（疑）者が発生した場合、帰宅・出勤停止とし、感染予防対策をした職員が消毒を行います。
業務継続の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ■業務継続対応実施に関する家族等へのアナウンスが中心です ・給食・清掃・クリーニングなどサービス提供に不可欠な委託業者とは感染拡大時の対応について事前に相談しておきます。 ・グループホームなど小規模施設の場合、法人内他施設を巻き込んだ人練りを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■業務継続対応の準備が中心です ・夜勤体制を縮小し、最低限の人員で対応します。 ・業務を省力化するための使い捨て食器やレトルト食品などを多めに準備します。 ・OB、OGなどへの臨時勤務可否の打診、近隣施設との情報共有などを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ■業務継続対応を本格的に実施します ・食事・排泄・与薬は業務レベルを保つよう努めます。 ・入浴やりハビリは中止します。入浴は清拭などで代替します。 ・通院介助は、医療機関との申し合わせのもとに対応します。 ・東日本大震災などの非常時に自立利用者に紙おむつを着用して省力化した事例がありましたが、あくまで緊急避難的な対応に留めることが望ましいです。



3-3-3 高齢者通所施設

●優先業務について

感染症発生時には事業そのものを中止する可能性が高いと思われます。一方で、利用者が通所に行けなくなることによりご家族が出勤できないなどの影響が発生することも考えられますので、配慮が必要となります。

●留意すべきポイント

	ステージ1 (海外発生期～地域未発生期)	ステージ2 (地域発生早期)	ステージ3 (地域感染期～小康期)
感染症の 予防・対策	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防対応の準備をします ・利用者・ご家族に発症者が出た場合、事業所に連絡してもらうよう依頼します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防対応を本格的に実施します ・送迎前に連絡し、利用者の検温結果などを尋ねます。 ・送迎時にマスクや揮拭手指消毒剤を活用し、外部からの感染防止を図ります。 ・行政より臨時休業の要請が出される場合があることを利用者・ご家族に周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■感染予防対応を継続的に実施します ・患者が多く発生した場合は、利用者・職員の感染予防の観点からサービスの臨時休業を検討し、利用者・ご家族に周知します。 ・サービス利用中に発症した場合は、一時的に隔離し、家族などに連絡した上で送り届けます。 ・帰宅後に発症した場合、感染者本人と濃厚接触者の来所を禁止します。
業務継続の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ■業務継続対応実施に関する家族等へのアナウンスが中心です ・利用者やご家族の通所サービス提供継続に関する意向・事情を確認します。 ・感染拡大時には通所サービスの中止・頻度削減を行う可能性を説明します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■業務継続対応の準備が中心です ・生命・健康に大きな影響を与えない利用者・家族に対してサービス中止・頻度削減を申し入れます(即座に実施ではない)。 	<ul style="list-style-type: none"> ■業務継続対応を本格的に実施します ・限られた人員で対応するため、業務Aに注力します。 ・食事はレトルト食品や配送を活用するなど省力化を検討します。 ・入浴はできるだけ中止します。

※ 「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」(厚生労働省HP掲載) から抜粋

教安第1201号
令和2年2月14日

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について（通知）

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルス感染症は、現在も感染者が増加しており、県内でも複数の発症者があり、去る13日には、今のところ中華人民共和国からの帰国者との関係が見出せていない感染者も出ております。

今般発症した感染者は、20代の男性で、妻と子ども2人の4人家族との報道もあることから、先に令和2年2月13日付け教安第1193号で通知した標記の件について、中華人民共和国からの帰国者に関係しない場合の対応を追加することとし、改めて、下記1及び2の対応といたしますので、適切に対応するようお願いいたします（特に、別紙2については、文部科学省通知を踏まえて、県としての対応を追加したものとなっておりますので、十分留意してください）。

なお、本書の施行をもって、令和2年2月13日付け教安第1193号は廃止いたします。

また、本書に記載の無い事項については、令和2年2月10日付け元初健食第43号及び令和2年2月13日付け事務連絡を参考に、適切に対応いただくようお願いいたします。

併せて、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症にかかっている、またはかかっていると疑われる場合には、速やかに学校に連絡するよう保護者に指示するとともに、学校は、別紙2に従い、速やかにその旨を県教育委員会宛て報告するようお願いいたします。

今後とも、国から新たな対応の指示等があれば、今回と同様に直ちに当課から通知いたしますので、今後の情報提供にも留意願います。

記

1 感染対策について

・別紙1のとおり

（令和2年2月4日付け教安第1159号の別紙1に変更等はありません）

2 新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応

・別紙2のとおり

担当

教育振興部学校安全保健課 保健班

TEL : 043-223-4092 FAX : 043-225-8419

E-mail : kyhoken@mz.pref.chiba.lg.jp

感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の予防としては、一般的な衛生対策として風邪や季節性インフルエンザと同様の対策が推奨されています。

つきましては、風邪やインフルエンザの流行が継続していることから、下記の咳エチケットや手洗い等の通常のインフルエンザ対策を改めて徹底し、新型コロナウイルス感染症に限らず、学校におけるインフルエンザ等を含めた感染症の予防に尽力くださるようお願いいたします。

記

- 1 手洗いの徹底を図ること。
- 2 室内では、加湿器などを使用して乾燥を防ぐこと。
- 3 休養、睡眠を十分にとり、規則正しい生活を送ることにより、体力や抵抗力を高め、体調管理を行うこと。
- 4 人混みや繁華街への外出を控えること。
- 5 「咳エチケット」を推奨すること。
 - ・咳やくしゃみが出る時はマスクを着用する。
 - ・マスクを持っていない場合は、ティッシュや腕の内側などで口と鼻を覆い、他の人から顔をそむけて1メートル以上離れる。
 - ・鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨て、手のひらで咳やくしゃみを受け止めたときはすぐに手を洗うこと。

<参考通知>

- ・学校におけるインフルエンザ対策について（通知）
（令和元年10月4日付け教安第783号）
- ・今シーズンにおけるインフルエンザの流行入りについて（通知）
（令和元年11月25日付け教安第940号）
- ・今冬のインフルエンザ総合対策の推進について（依頼）
（令和元年12月9日付け教安第988号）

新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応

令和2年2月14日

- 1 中国から帰国した児童生徒等については、文部科学省から示された「中国から帰国した児童生徒等への対応について[追加1報(浙江省の追加)](令和2年2月13日現在)」に準じて対応する。

※ただし、湖北省若しくは浙江省から帰国又は湖北省若しくは浙江省在住の方と接触があった児童生徒等で、現に症状がなく、帰国後2週間外出を控え、自宅に滞在していただくよう要請する場合には、この期間を出席停止として扱って差し支えない。

- 2 1に限らず、新型コロナウイルス感染症患者と接触があった児童生徒等については、同通知の「湖北省若しくは浙江省から帰国又は湖北省若しくは浙江省在住の方と接触があった児童生徒等」と同様に対応する。

その際、「帰国」は、「患者との最後の接触」と読み替えるものとする。

- 3 児童生徒等が新型コロナウイルス感染症にかかっている、またはかかっている疑いがあることを把握した場合には、県教育委員会（学校危機管理担当）へ事故一報・報告する。

※平成31年4月9日付け教安第42号「感染症・食中毒等による健康被害発生時の事故報告について」（通知）に従って報告する。

- 4 新型コロナウイルス感染症にかかっている児童生徒等が在籍する学級は閉鎖する。

- 5 児童生徒等が新型コロナウイルス感染症にかかっていることが確認された当日も含め2週間、校内で健康観察を行い、その期間中に新型コロナウイルス感染症にかかっている児童生徒等が新たに出た場合は、以下の対応を行う。

(1) 同一学年の他のクラスで出た場合は、原則として当該学年の閉鎖を検討する。

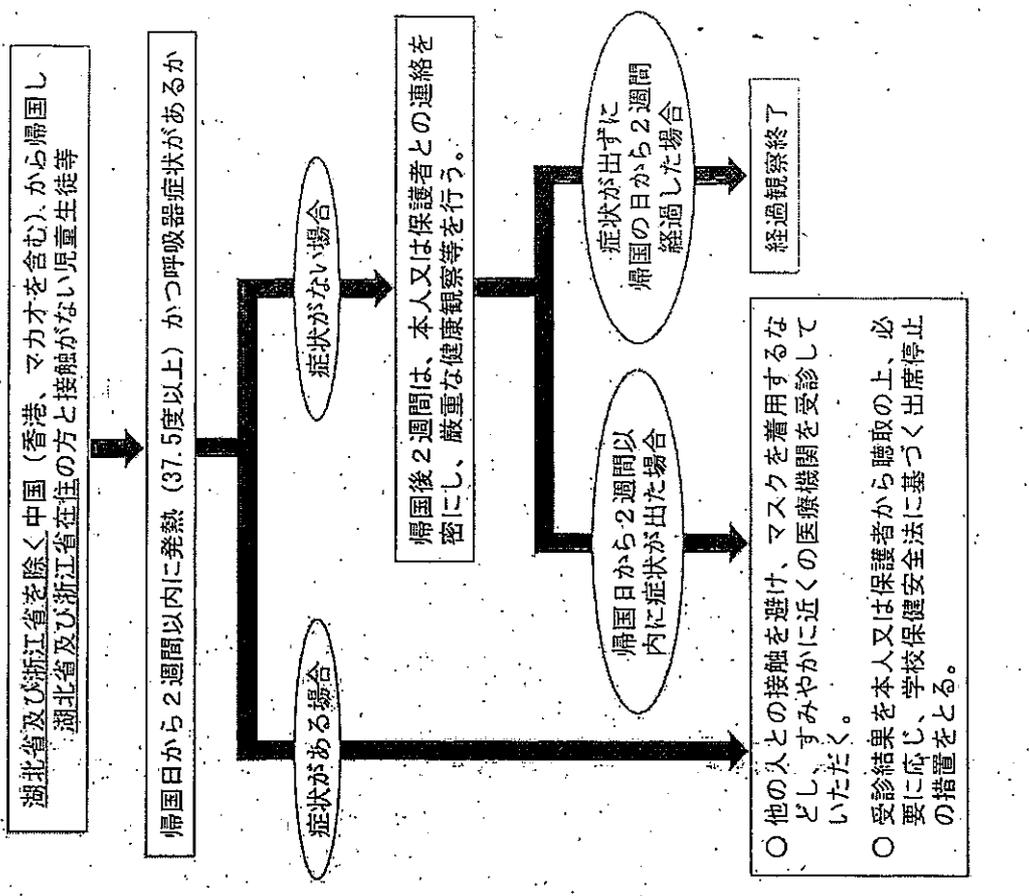
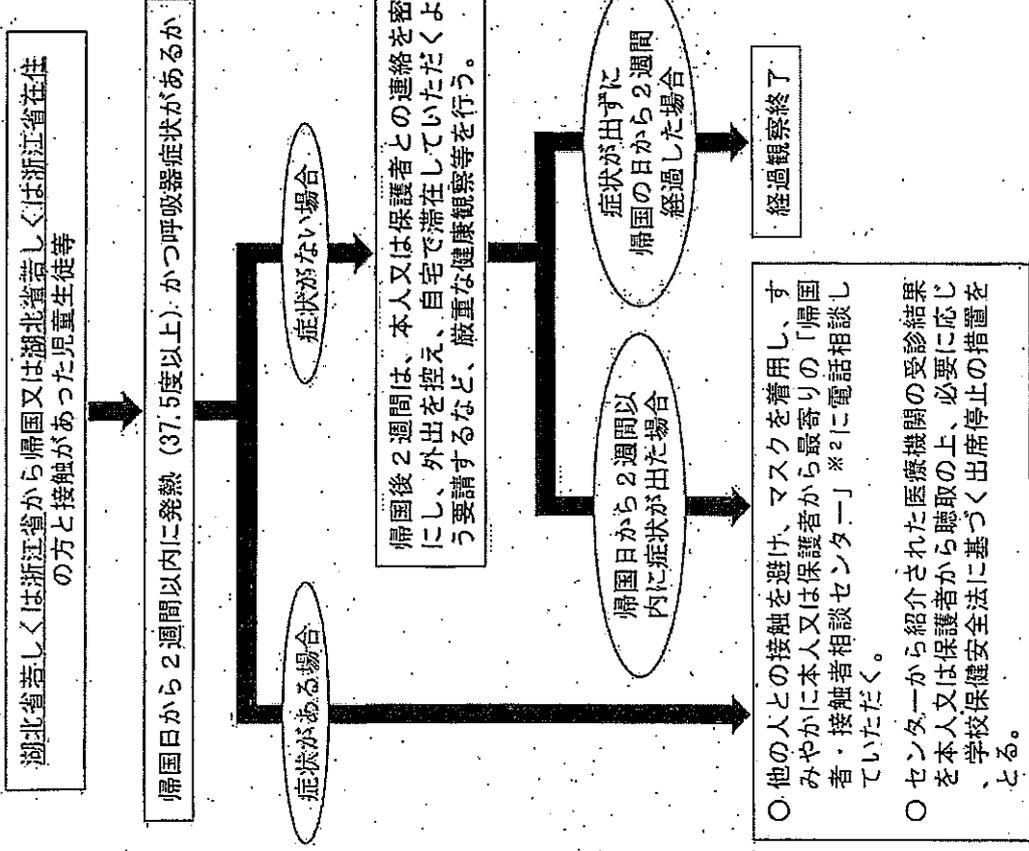
(2) 他学年で出た場合は、原則として休校を検討する。

- 6 4、5(1)及び(2)の期間については、状況等を踏まえ、主治医、学校医の意見を聴取の上、学校安全保健課保健班と協議するものとする。

参考（令和2年1月31日付け文部科学省事務連絡）

各学校の校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている又はかかっている疑いのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで、出席を停止させることができる。

中国（香港、マカオを含む）から帰国した児童生徒等への対応について※1(2/13時点)



※1 武漢市からチャーターター便で帰国した児童生徒等については、2週間の経過観察を経るため、適用しない。

※2 センターが設置されるまでの間は最寄りの保健所。 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/hunya/kenkou/kenkou/iryou/kenkou/hokenjo/>)